

議第36号 公有水面埋立ての意見について

埋立ての概要

1 埋立免許権者

広島県知事 横田 美香

2 出願人

広島市中区基町10番52号

広島県

代表者 広島県知事 横田 美香

3 埋立ての区域

呉市倉橋町字財崎576番6から576番7に至る間の土地に接する護岸の地先公有水面

4 埋立ての面積

1,384.08平方メートル

5 埋立地の用途・利用計画

用途	利用計画	埋立区域 (㎡)
漁港施設用地	物揚場用地 ^{※1}	191.86
	加工場用地 ^{※2}	500.00
	野積場用地 ^{※3}	220.11
	道路用地 ^{※4}	376.41
	護岸用地 ^{※5}	95.70
合計		1,384.08

※1 物揚場用地・・・海面の干満に対して安全かつ効率的に水産物の積み込み及び積み下ろし作業ができる場所

※2 加工場用地・・・ひじき等の天日干しを行う場所

※3 野積場用地・・・漁具の仮置きや修理等を行う場所

※4 道路用地・・・漁港施設内の道路として使用する場所

※5 護岸用地・・・高潮や越波から背後地を守る施設のための場所

6 工事の施行期間

着手の日から6年以内

7 埋立ての理由

広島県が管理し、呉市が事務委託を受けている倉橋漁港は、県内でも広範囲の漁港区域を有し、漁船漁業及びかき養殖が盛んで、今後も県内の中核的な生

産拠点としての発展が期待できる漁港です。

しかし、倉橋漁港本浦地区においては、船の数に対する係留施設や漁具等の一時保管や修理等を行う場所が不足しており、漁業活動の効率化、利便性及び安全性の確保が課題となっています。また、陸揚げしたひじきを天日干しする加工場が整備されておらず、暫定的に、旧倉橋西中学校のグラウンドに搬入して天日干しをしている状況です。

これらの課題を解決するため、新たな施設の整備が必要ですが、倉橋漁港本浦地区は山地が海岸線まで迫り、水際線沿いの平地は漁港施設等で既に利用されていることから、既存陸地に当該用地を確保することが困難であるため、必要最小限の埋立てにより漁港施設用地を確保するものです。